

熊谷市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 7 月 23 日

熊谷市長、小 林 哲 也

条例第 29 号

(別紙)

熊谷市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を
改正する条例

熊谷市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成17年
条例第223号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第
8項」に改める。

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。